

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県警察手数料の免除に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

地方公共団体の職員が、その職務に関して使用する目的で救命索発射銃又は麻醉銃（以下「救命索発射銃等」という。）を所持することは公益性が高いため、この場合における救命索発射銃等の所持の許可、所持許可証の書換え及び所持許可証の再交付の事務に係る手数料を免除できることとする等の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 地方公共団体の職員が、救命索発射銃等をその職務上の必要により所持する場合には、救命索発射銃等の所持の許可、所持許可証の書換え及び所持許可証の再交付の事務に係る手数料を免除できることとする。
- (2) 手数料の免除事由のうち慈善又は援助のために道路を使用するとき道路の使用の許可等の事務に係る手数料を免除することができることを定めた規定中、民法第34条の法人を一般社団法人若しくは一般財団法人に改める。
- (3) 施行期日は、公布日とする。